

1 健康づくりの推進

現状と課題

- ◆生涯にわたって健康であることは、だれもが望むことです。病気の予防や早期発見、病気の進行防止は、町民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であり、そのための情報提供や健(検)診機会の提供などの環境整備は行政の大切な役割といえます。
- ◆町民の健康づくりは、「病気の早期発見、早期治療」から、「病気のきざしを見逃さず、生活習慣を改善することで病気を予防する」ことに主眼が置かれるようになりました。本町では、がん検診及び、高血圧症や糖尿病といった生活習慣病(※注1)の予防のため、「特定健診・保健指導」を実施し、生活習慣病に関する健(検)診とその健(検)診結果に基づき保健指導に努めています。
- ◆今後は、町民自らが「運動、食事、休養」に関心を持ち、日頃から健康づくりに努めるとともに、主体的かつ定期的に健(検)診を受診するよう、さらなる健康づくり情報の提供や健(検)診のPR、未受診者対策、受診しやすい健(検)診環境の整備に努める必要があります。
- ◆家族関係や就労状態が多様化する現代社会では、多くの町民がさまざまなストレスの中で生活を送っています。過度なストレスは、精神面や身体面でも大きな病気の要因のひとつと言われています。そのため、ストレスに早く気づき、対処する方法や、個人を支える周囲の人たちの理解や社会環境を整えていく必要があります。

- ◆家族のありようが変化し社会問題化する中で、朝食を食べない子どもや若い世代が増え、インスタント食品の過剰摂取、野菜の摂取不足などの食生活の乱れにより、将来的に生活習慣病の増加が懸念されています。そのため、平成17(2005)年、国は食育基本法を制定し、食育を国民的課題として総合的に進めることとしています。
- ◆平成21(2009)年に世界的な大流行となった新型インフルエンザは、日頃の危機管理のあり方の大切さを教えてくれました。本町では町民の生命を守るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき新宮町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。今後も行動計画をもとに、予防接種体制の強化等が必要です。

施策の内容

①健康づくりの啓発

- (1) 健(検)診や生活改善の効果の理解を深めてもらうため、広報やホームページ、リーフレットなどを活用し、広く周知を実施します。
- (2) ウォーキングやニコニコ健康体操の推進など、町民が気軽に健康づくりに取り組める環境を整備し、情報の発信を推進します。

②健(検)診・保健指導の充実

- (1) 病気の予防、早期発見・治療を促すため、健(検)診内容・体制を整備し、健(検)診の受診率向上に努めます。
- (2) 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の発症予防、重症化予防のため、特定健診(※注2)の受診率を向上させ、適切な保健指導に努めます。
- (3) 町民の疾病の状況、健診の結果等を把握・分析し、効果的な保健指導を実施することで医療費の適正化に努めます。

③こころの健康づくり

- (1) うつ病などのこころの病気を持つ人を支えている家族や周りの人々の不安やストレスに関する相談を実施し、こころの病気について啓発を行うなど理解の促進に努めます。
- (2) こころの健康についての相談を充実するとともに、必要時は早期の受診をすすめるなど、関係機関と連携した支援を実施します。

④食育の推進

- (1) 幼児期からの食育を推進するとともに、食育に関する情報の提供に努めます。
- (2) 町民の健康づくりの取り組みである食生活改善推進会(※注3)の活動を支援し、ライフステージにあわせた食生活に関する情報の発信を実施します。

⑤感染症の予防

- (1) 予防接種の接種率向上に努めます。
- (2) 新型インフルエンザなどの新型感染症が発生したときに備え、日頃から関係機関との連携や情報交換を行い、発生時には迅速かつ適切な対応ができるように努めます。
- (3) 食中毒予防などの食品衛生に関する知識の普及や啓発に努めます。

(※注1) 生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。
 (※注2) 特定健診とは、生活習慣病予防と医療費抑制をめざし、国の医療制度改革に盛り込まれたもので、各医療保険者に対して40歳から74歳までの被保険者の健診を義務付けている。
 (※注3) 食生活改善推進会とは、食生活を中心に自らの生活経験や学習体験などを活かしながら、健康づくりのための活動を推進していくボランティア組織。

2 地域福祉の充実

現状と課題

◆近年、町民の福祉ニーズが多様化・細分化しています。これに対応し解決するため、地域や町民との協働体制を整えた地域福祉の仕組みづくりが求められています。そのために、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる地域福祉計画を策定しています。

◆この計画は、支援を必要としている方が、住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう地域全体で支えることを目標としています。そこで行政区福祉会を中心とした、小地域単位での福祉活動の基盤づくりを、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブ、育成会、NPO、ボランティア団体などが相互に連携しながら、行っていく必要があります。また、災害時に支援が必要な高齢者などのため、自主防災組織の構築など福祉問題の解決に向けて、地域の特性に応じた福祉活動を推進することも必要です。

◆一方、新宮町社会福祉協議会は、地域福祉で行う具体的な計画である「第3次地域福祉活動計画」(平成26(2014)年から30(2018)年まで)を策定しました。社会福祉協議会が持つ高齢者や障がいのある人への専門機関としての特性を活かしつつ、町が策定した地域福祉計画と連携を図り、また、住民やその他の関係機関と協働し、地域福祉を推進していくことが期待されています。

◆その中でも、新宮町社会福祉協議会の取り組みを有効なものとするため、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するなど、新たな人材の育成が課題となっています。

◆ボランティアセンターを中心に福祉ボランティア活動の推進や情報を発信し、活動の場や機会の確保につなげるなど、ボランティア活動の全般を支援していくことが重要となってきます。

施策の内容

①地域福祉活動の充実

- (1) だれもが安心して心豊かに暮らせる地域づくりのため、高齢者保健福祉計画などの各福祉計画の基本理念となる地域福祉計画の改訂を実施し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- (2) 民生委員・児童委員や行政区福祉会などそれぞれの特性に応じた福祉活動を支援します。
- (3) 高齢者などが地域で孤立しないように、行政区福祉会が実施する地域サロンなどの地域福祉活動を支援します。
- (4) ふれあいフェスタなどの支援に努め、福祉意識の高揚を支援します。
- (5) 相島介護予防・児童福祉事業の拠点として、相島ふれあい館の活用を努めます。

②見守りネットワークの充実

- (1) 民生委員・児童委員や福祉委員と連携を図り、地域での高齢者などの見守りネットワークの活動を支援します。
- (2) 地域との協働により、災害時要援護者支援台帳を整備し、緊急時の対応や日頃の見守り活動に努めます。
- (3) 老人クラブが実施する「愛の一声運動」(※注1)を支援します。
- (4) 自殺予防の対策として、相談員やゲートキーパー(※注2)などを育成し、相談体制の充実に努めます。

(※注1) 愛の一声運動とは、一人暮らし等の高齢者の自宅を訪問し、話し相手や相談相手となり、孤独感の緩和や生活状況の把握、安否確認を行う事業のこと。

(※注2) ゲートキーパーとは、自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」と位置づけられる人のこと。

③福祉ボランティア活動の推進

- (1) 新規ボランティア団体の立ち上げを支援します。また、福祉ボランティア団体をつなぐボランティア連絡会を支援します。
- (2) ボランティアセンターが福祉や公益活動の情報拠点となるよう努めます。

④戦没者遺族等への援護

- (1) 恒久平和の啓発のため、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の増進に努めます。

3 高齢者福祉の充実

現状と課題

◆わが国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでいます。本町の高齢化率は平成27(2015)年10月末現在16.31%で、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。豊かで生きがいのある人生を送るには、健康で自立した生活をだれもが望むことはもちろんですが、不幸にも病気や介護が必要になったときには、家族や地域の人たちの支えや行政などの公的な支援が必要となります。

◆本町では、高齢者が長く自立した生活を送れるよう介護予防事業に取り組み、介護保険の要介護認定率は15.01%で、県平均の18.91%と比較しても低水準で推移しています。介護保険の保険給付と町独自の福祉サービスを組み合わせながら、自立への援助に努めていますが、急増する困難なケースに対応できる人材の確保や、生活全般に関わる相談体制の確立が急務です。

◆今後は、高齢者の社会参加を促進し、健康で生きがいを持ちつつ生涯現役をめざしてもらえぬ取り組みや地域での居場所づくりが求められていることから、地域サロン(※注1)事業への協力、ボランティアの育成支援、高齢者などの見守りネットワークの構築などが重要な課題となります。また、認知症対策についても、正しい知識の普及を行い、住みなれた地域で安心して暮らせるようお互いに見守り、介護者の負担を減らしていくことができるよう、今後の取り組みについて検討する必要があります。

(※注1) 地域サロンとは、地域を拠点に住民である当事者とボランティアとが協働で企画し内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動の場。地域での交流の場を設けることで住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりをめざしている。
 (※注2) 介護保険地域支援事業とは、要支援認定や要介護認定を受けていない、地域の全ての高齢者を対象に、要介護・要支援状態になることを予防したり、要介護・要支援状態となった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。
 (※注3) 包括的支援事業とは、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターで実施する事業のこと。介護予防ケアマネジメント事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などがある。
 (※注4) サポーターとは、認知症サポーターのことで、認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称のこと。認知症を正しく理解し、認知症の人や、その人を取り巻く家族のよき理解者となり、地域において認知症の人が穏やかに生活するための見守りなどを行う。
 (※注5) 市民後見人とは、認知症や知的障がいなどで判断力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任された同じ地域に住む一般市民のこと。本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。
 (※注6) 総合事業とは、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みをすること。既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。高齢者は支え手側に回ることもできる。
 (※注7) 地域包括支援センターとは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療と福祉の向上を包括的に支援するための部署。

施策の内容

①高齢者の社会参加

- (1) 高齢者が生涯現役で生活するために、働く意欲がある人へ適切な就業の提供を行う町シルバー人材センターへの積極的な支援と、連携に努めます。
- (2) だれもが参加しやすい地域活動や生きがいづくりの一端を担う、町老人クラブ連合会活動を支援します。
- (3) 社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりや見守りへとつながる、行政区福祉会が行うサロン活動(小地域福祉活動)を支援します。
- (4) 高齢者同士が地域で支え合う、地域サポート活動に取り組めるよう支援します。

②高齢者の健康づくり

- (1) 高齢者が自身の健康づくりや介護予防活動を行えるようセルフサポート活動を推進します。
- (2) 脳卒中や認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。
- (3) 健康診査、保健指導により、要介護状態となる原因や疾患を予防し、健康づくりの重要性について啓発を実施します。
- (4) 介護保険地域支援事業(※注2)の包括的支援事業(※注3)において、医療・介護連携や認知症施策等の推進に努めます。

③日常生活支援の充実

- (1) 生活に支障が生じたときに、適切なサービス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知を実施します。
- (2) 町民のニーズに応じた福祉サービスの提供を行うため、定期的にモニタリングを行い必要なサービスの充実に努めます。

- (3) 認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して生活できるようサポーター(※注4)養成や市民後見人(※注5)養成の充実に努めます。
- (4) 地域での見守りや助け合いを促進し、高齢者などの異常の早期発見を行い、孤独死が放置されることがないように、高齢者などの見守りネットワークの活動を支援します。
- (5) 介護保険地域支援事業における総合事業(※注6)を推進し、介護予防サービスの充実や住民主体のサービスの充実に努めます。

④相談窓口の充実

- (1) 介護保険地域支援事業において高齢者の総合相談窓口として位置付けられている、地域包括支援センター(※注7)の機能向上に努めます。
- (2) 高齢者に関する相談窓口を周知し、障がいのある人や生活に関することの相談にも連携して応じることができる総合的な相談体制に努めます。
- (3) 虐待、高齢者うつ病への対応や社会保障制度全般への窓口相談対応能力向上のため、専門性を高める研修など人材育成に努めます。

⑤高齢者の交流拠点の充実

- (1) 元気な高齢者が生きがいを持って過ごせるよう、町シルバー人材センターの支援や交流サロンの整備について積極的に検討します。
- (2) 社会福祉センターやボランティアセンターの高齢者福祉に関するあり方について、検討を進め施設の充実に努めます。

4 障がい者福祉の充実

現状と課題

◆障がいの有無に関わらず、だれもが地域社会の中でお互いの個性を認め、ともに暮らすことができるインクルージョン(※注1)社会の実現が求められています。このインクルージョンの理念は、教育現場を中心に推進されていますが、教育・就労・地域において、障がいがある人が実感できるには至っていません。

◆身体・知的・精神に障がいのある人、難病・発達障がいのある人に同一の福祉サービスが提供できるようになり、本町でも相談をはじめとする支援を行っています。人口の増加・高齢化にともない障がいのある人は年々増加し、障がい者福祉サービス利用者も増加しています。サービス事業者は数・事業内容ともに充実してきましたが、比較的重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなど、社会資源が不足しています。

◆障がいのある人一人ひとりのライフスタイルにあわせ、多様化するニーズにあった支援を行うため、相談支援体制を充実してきました。今後も増加、多様化するニーズに対応する谷間のない福祉サービスの提供のため、福祉サービスの改善や創設、事業所間の連携の強化を図ることが必要です。



施策の内容

①障がい者の自立と社会参加の支援

- (1) 障がいのある人たちの自立を促進し、生きがいを高めるため、サロンやサークルなどの活動の支援に努めます。
- (2) 障がいのある人の自立と就労促進のために、高等学校、就労を支援する事業所と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。
- (3) 障がいのある人に対する理解を深める活動を充実するとともに、健常者と障がいのある人の交流を推進します。お互いの個性を認め区別なく共に生きる社会(インクルージョン)について理念の普及に努めます。

②相談支援体制の充実

- (1) 障がいのある人が安心して地域での社会生活を送ることができるよう、情報の発信や多様化する相談に対応できる相談先の確保と充実に努めます。
- (2) 住民(福祉ボランティア)などの支援者と民間事業者、行政が連携を図り、福祉ニーズの対応や社会参加への支援の充実、地域課題の解決に努めます。

③生活環境の充実

- (1) 利用者の状況やニーズに対応した自立支援給付(※注2)、地域生活支援事業(※注3)などの福祉サービスの充実と適切な医療費助成制度の利用の支援に努めます。

④障がいのある子どもたちの療育

- (1) 増加傾向にある障がいのある子どもたちへの早期療育に向け、関係機関との連携のもと療育の要望に応じ、就学前、後を通じた療育・教育体制の充実に努めます。
- (2) 子ども発達支援センターにおける療育施策の充実に努めます。

(※注1) インクルージョンとは、社会的包摂という意味を持つ用語。何らかの理由で社会から排除された人々を社会主流に包み込むという意味。福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、地域住民が包み込んだ共生社会をめざす」ことを理念としている。

(※注2) 自立支援給付とは、在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスのこと。この自立支援給付は、一部を除き利用者に身近な市町村の実施事業とされ、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具に分けられる。

(※注3) 地域生活支援事業とは、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業。内容については、地域の事情に応じて様々だが、相談支援、日常生活用具の給付、移動支援などの事業を行っている。

5 社会保障の充実

現状と課題

◆本町の国民健康保険は、町民の約5分の1が加入しており、他の保険制度と比較して高齢者の割合が高く、国民健康保険で負担する医療費は年々増加しています。また、団塊世代の退職者や、景気の低迷による非自発的退職者の加入者増加が見込まれる一方、医療技術の高度化によって、医療費の高額化が進み、運営がより厳しい状況になっています。

◆国民年金制度は、不安のない生活のため不可欠な制度ですが、近年の年金をめぐるさまざまな問題や負担と給付などに対する不信感が増大する傾向にあり、若者の未納率が上昇するなど憂慮すべき状況にあります。今後も国民年金の必要性や加入などについて、対象者になお一層の啓発をしていく必要があります。

◆急病や事故のとき、町民だれもが安心して医療を受けられることが必要ですが、今日、医療の専門化・高度化などにより、医師不足による救急患者の受け入れ拒否が社会問題化されていることから、救急医療体制の充実を図る必要があります。

◆社会保障は、病気や障がい、介護、失業など生涯にわたる生活上の不安に対して、幅広く対応するものとして、安心と安定した日常生活を送るうえで不可欠なものとなっています。特に近年の世界的な不況の影響もあって、本町の生活保護世帯も増加の一途をたどっています。

◆本町には、3カ所の町営住宅がありますが、老朽化が進んでおり、バリアフリーや耐震化にも十分対応できていない状況です。今後は、平成25(2015)年3月に策定した新宮町公営住宅等長寿命化計画(※注1)に基づき整備を計画的に進めていきます。

施策の内容

①国民健康保険事業の健全な運営

- (1) 適正な給付や医療費の適正化を図るとともに、健全な財政運営に努めます。
- (2) 国民健康保険税の収納率を向上するため、未納者には納税相談を実施し、福祉の生活相談と連携して適切な納税指導を実施します。

②国民年金制度の啓発

- (1) 国民年金制度の理解不足を踏まえ、正しい知識や情報の発信を実施します。また、国民年金の加入を促進するため、広報やホームページなど啓発活動の強化に努めます。

③地域医療体制の充実

- (1) 町民だれもが安心して医療サービスが受けられるよう、医師会や関係機関などとの連携を密接にし、近隣市町や関係機関との連携を図り、休日診療や救急医療体制など地域医療体制の充実に努めます。

④低所得者福祉の充実

- (1) 低所得者からの相談に対し、粕屋保健福祉事務所やその他関係機関と協力・連携し、適切な支援に努めます。
- (2) 生活の安定と自立支援を促すため、福岡県自立支援相談事務所や公共職業安定所と連携し、適切な就労支援を行うなど、自立支援の充実に努めます。
- (3) 町営住宅については、長寿命化計画に基づいて計画的な整備を推進します。

(※注1)長寿命化計画とは、建築物の機能や性能の異常がはっきり目に見えるような段階になって初めて修繕などの処置を施すより、中長期保全計画を策定し計画的かつ予防保全的な手法に転換し、建築物の耐用年数を延長するなど長寿命化するための計画のこと。